

地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

<平成16年諮問第8号 第5次中間答申>

平成20年6月27日

情報通信審議会

すべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続きそのデジタル化を着実に遂行するとともに、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信を適切に実施していくべきである。また、ケーブルテレビにおける地上デジタル放送への完全移行に向け、総務省は、上記ロードマップにおいて平成22（2010）年末時点における地上デジタル放送への対応を未定としている事業者に対し、本年末までに今後の対応方針を明確にするよう早期に働きかけを行うことが適当である。

②ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

ケーブルテレビ事業者は、従前より難視聴地域対策等の補完的役割を担ってきたところであるが、地上デジタル放送への完全移行に際しては、今般のケーブルテレビの普及状況等にかんがみ、既加入者のみならず加入を検討している視聴者への情報提供等を中心として以下の事項に積極的に取り組むべきである。

- ・これまで、加入者に対してデジタル化への対応について周知を行っていないケーブルテレビ事業者は、できる限り早期に、すべての加入者に対して、地上デジタル放送再送信サービスの開始時期、内容、提供条件等のほか、加入者において契約変更その他の対応が必要な場合にはその旨を含め、パンフレットの配布や自主チャンネル等による周知を行う。
- ・ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能エリア、加入費等の提供条件、工事費の目安などの情報をホームページに掲載する等、情報提供の充実に努めるとともに、視聴者等から問合わせ等がなされた場合には相談窓口等において必要な情報が得られるよう適切に対応する。
- ・地上デジタル放送に関する周知等に際しては、上記の情報のほか、個別アンテナによる直接受信の可能性など、ケーブルテレビへの加入を検討している者をはじめとする視聴者等が合理的な比較考慮を行うために必要となる情報を、総務省等が作成するリーフレットも有効に活用しつつ、適切かつ的確に提供する。特に、高齢者等地上デジタル放送を受信するための情報が十分に行き渡らない可能性がある者に対しては、上記の情報の提供に限らず、特に丁寧な説明が必要となることに十分留意する。

また、ケーブルテレビへの加入の勧誘方法については、総務省のコールセンターや消費生活センターなどに営業活動や広告表示等に関する様々な意見が寄せられている。このため、ケーブルテレビ事業者は、加入の勧誘にあたって、上記のような情報の提供や丁寧な説明を行うとともに、業界団体は、説明等にあたっての統一的な基準の遵守を徹底すること、苦情等には統一的な窓口により対応し、その内容を調査した上で適正化に向けた指導を実施するなど、視聴者に誤解が生じることのないような取組を行うことが望まれる。

③共聴施設の現状把握等への協力

受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設等のデジタル化の促進に向け、国が中心となつた取組が加速されることを踏まえ、ケーブルテレビ事業者においては、ケーブルテレビの公共性や社会的使命等にかんがみ、国等が行う共聴施設の施設設置者やデジタル化の現状等の把握、ケーブルテレビの利活用も含む早期のデジタル化に向けた働きかけ等の取組に可能な限り協力すべきである。

④地上デジタル放送のみの再送信サービス等の導入の推進

アナログ放送においては、ケーブルテレビにより受信障害等の難視聴対策が多くなされており、地上デジタル放送においても有効な手段であると考えられることから、例えば、地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要である。

このようなサービスを含むケーブルテレビによる各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものではあるものの、国民から「地上放送しか視聴しないので、安価な料金で提供してほしい」といった意見等が多く寄せられていること、既に一部の事業者で導入さ

デジタル放送推進のための行動計画

(第9次)

2008年12月1日

地上デジタル推進全国会議

また、2011年7月までに終了するBSアナログテレビ放送については、視聴者が自らの視聴ニーズに合わせて、デジタル化への対応を過不足なく適切に進めていくことができるよう、地上放送と連携したきめ細かな周知広報を行う必要がある。

2008年4月にBS放送に関する事業者、団体及び総務省により設置した「BSアナログ放送の終了に係る関係者連絡会」における周知広報や視聴者からの問い合わせに係る相談体制の整備などの取組を推進するとともに、BSアナログテレビ放送事業者による視聴者への継続的な周知広報を行う。

IV CSテレビ放送事業者

デジタルテレビ市場においては、地上デジタルテレビ放送に加えてBSデジタルテレビ放送と110度CSデジタルテレビ放送の受信も可能な3波共用受信機器を中心であることから、CSテレビ放送のサービスが向上し魅力あるものになることも地上デジタル放送の普及に資することになる。

110度CSデジタルテレビ放送においては、2004年9月から開始されているハイビジョン放送を今後ますます充実させるなど、デジタルテレビ放送のメリットを十分に活かした番組の提供を推進する。

また、その他のCSデジタルテレビ放送においても、2008年10月よりハイビジョンによる放送が開始されている。今後も、画質向上に積極的に取り組むとともに魅力ある、多チャンネル放送メディアへの移行を推進する。

V ケーブルテレビ事業者

1. ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

「ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」において2010年末時点における地上デジタル放送への対応を未定としている事業者においては、2008年末までに今後の対応方針を明確にするよう検討を行う。また、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期にすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等も活用しつつ、引き続きデジタル化を着実に遂行する。

2. ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

ケーブルテレビの既加入者のみならず、加入を検討している視聴者による地上デジタル放送への対応の検討にも資するため、再送信サービスの開始時期、提供エリア、工事費、利用料金その他の提供条件や、個別アンテナによる直接受信の可能性などの情報を、パンフレットの配布、自主チャンネルにおける放送、ホームページへの掲載、相談窓口等における対応等の適切な手段により提供する。

また、総務省のコールセンター等にケーブルテレビ事業者による営業活動や広告

表示等に関する意見が寄せられていることを踏まえ、ケーブルテレビ業界として、2008年7月1日から施行している営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底するとともに、引き続き、苦情等には統一的な窓口により対応し、その内容を調査した上で、必要に応じ適正化に向けた個別指導を実施する。また、営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるよう、重要事項説明書等の業界標準を策定し、事業者の利用に資する。

ケーブルテレビ事業者においては、こうした業界としての対応も踏まえ、引き続き、視聴者等に誤解が生じることのない適切な営業活動が行われるために必要な取組を行う。

3. 共聴施設の現状把握等への協力

受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のデジタル化の促進に向け、関係者間の取組が今後加速することから、ケーブルテレビ事業者においても、事業の公共性や社会的使命等にかんがみ、共聴施設の現状（施設設置者やデジタル化対応の有無等に係る情報）の把握や、早期のデジタル化対応（ケーブルテレビの活用を含む）に向けた共聴施設管理者等への働きかけなどの取組に最大限協力する。

4. 地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の推進

各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるが、地上デジタル放送のみの再送信サービスは地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであるため、ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する。

ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタル放送のみの再送信サービスについて、具体的なサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討し、視聴者に対して可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

5. デジアナ変換サービスの暫定的導入に関する検討

暫定期間の終了年限や導入に伴う費用の回収方法等の運用上の課題、再送信同意に係る制度的課題、対応機器の保守等に係る技術的課題などデジアナ変換サービスの条件整備に向けた課題を整理するとともに、必要に応じ関係者とともに具体的な検討を行う。



総情域第124号
平成20年12月1日

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
理事長 唐澤 俊二郎 殿

総務省情報流通行政局長
山川 鉄郎



「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けた検討等について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、情報通信審議会第5次中間答申の中で「地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要」と提言されており、また、本年12月1日に地上デジタル推進全国会議が公表した「デジタル放送推進のための行動計画（第9次）」では、「ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する」との方向性が示されたところです。

また、総務省のコールセンター等にケーブルテレビ事業者が加入の勧誘を行う際の丁寧な説明を求める意見等が寄せられています。

総務省では、今後、各総合通信局等から、有線テレビジョン放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者に対し、別添により、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けたサービスメニュー、提供条件等の検討を要請するとともに、視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組等の実施を要請することとしておりますので、御了知くださいますようお願いいたします。

併せて、特に、「高齢者への勧誘の際の説明が不十分」、「違約金を含む料金やサービスメニューに関する説明が不十分」、「広告内容が紛らわしい」といった苦情・相談が寄せられていることを重視し、貴連盟が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準（本年7月1日施行）の遵守を一層徹底すること、引き続き、苦情・相談には統一的な窓口により対応すること、寄せられた苦情・相談の内容を調査した上で、必要に応じ、事業者に対する適正化に向けた個別指導を実施すること、営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるよう重要事項説明書等の業界標準を策定し、事業者の利用に資すること等、適切な取組を着実に実施していただくようお願いいたします。

敬具

〇〇〇第〇〇号
平成20年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

〇〇総合通信局長

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けた検討等について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、情報通信審議会第5次中間答申の中で「地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要」と提言されており、また、本年12月1日に地上デジタル推進全国会議が公表した「デジタル放送推進のための行動計画（第9次）」では、「ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する」との方向性が示されたところです。

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入の是非や提供条件等については、各事業者が経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきですが、同サービスは視聴者からの要望が多く、地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであるため、地上デジタル放送の推進の観点から、その早期導入に向け、参考1に掲げる導入状況も参考としつつ、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を御検討くださいますようお願いいたします。

また、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を導入する際、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第15条等の規定により、同サービスの料金に関し契約約款を定め、総務大臣に事前届出をしていただく必要がありますので、適切に届出を行っていただくとともに、報道発表、契約約款の掲示、貴社ホームページにおける表示又は請求書等へのパンフレットの同封等の方法により、既加入者のみならず加入を検討している視聴者に対しても、広く同サービスに関する情報提供に取り組れますようお願いいたします。

なお、総務省では、今後、半年ごとに、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入状況を調査し、その結果を公表することを予定しておりますので、御協力くださいますようお願いいたします。

併せて、総務省のコールセンター等にケーブルテレビ事業者等が加入の勧誘を行う際の丁寧な説明を求める意見等が寄せられていることを踏まえ、視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組等を行っていただきますようお願いいたします。

特に、「高齢者への勧誘の際の説明が不十分」、「違約金を含む料金やサービスメニューに関する説明が不十分」、「広告内容が紛らわしい」といった苦情・相談が寄せられていることを重視し（参考2参照）、ケーブルテレビ業界が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準（本年7月1日施行）の遵守を一層徹底すること、営業活動に携わるすべての者が契約の締結前に契約に係る重要事項を適切に説明できることにすること、受信者からの苦情・相談に誠実かつ迅速に対応すること等、適切な取組を着実に実施していただくようお願いいたします。

敬具



総情域第131号

平成20年12月16日

社団法人日本ケーブルテレビ連盟

理事長 唐澤 俊二郎 殿

総務省情報流通行政局長

山川 鉄郎



法令遵守の徹底について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、総務省では、平成20年12月12日付で、エルシーブイ株式会社及び株式会社テレビ松本ケーブルビジョンに対し、これらの有線テレビジョン放送事業者が行っている地上デジタル放送の区域外再送信について、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第7条第1項（施設の変更許可）及び第13条第2項（再送信の同意）に違反する行為が行われていると認められたため、文書により行政指導を行い、同日報道発表を行いました（別添）。上記の貴連盟会員である2事業者が有線テレビジョン放送法に違反する行為を行っていたことは、放送の公共性及び社会的責任にかんがみ、極めて遺憾であります。

については、有線テレビジョン放送に対する国民の信頼を失すことのないよう、貴連盟会員各社に対し有線テレビジョン放送施設の再点検を講ずる旨の周知を図るなど、区域外再送信に関する法令遵守を一層徹底していただき、このような事態が再発することのないようお取り計らいの程、よろしくお願ひいたします。

併せて、先般、「『地上デジタル放送のみの再送信サービス』の早期導入に向けた検討等について」（平成20年12月1日総情域第124号）で要請いたしましたとおり、有線テレビジョン放送事業者等が視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組を実施していただくなど、貴連盟会員各社における法令等の遵守を徹底していただきますようお願いいたします。

敬具

○○○第○○号
平成20年12月○○日

株式会社○○

代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○総合通信局長

法令遵守の徹底について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、総務省では、平成20年12月12日付で、一部の有線テレビジョン放送事業者が行っている地上デジタル放送の区域外再送信について、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第7条第1項（施設の変更許可）及び第13条第2項（再送信の同意）に違反する行為が行われていると認められたため、文書により行政指導を行いました。

つきましては、これまで有線テレビジョン放送を行うに際し必要な関係法令や再送信ガイドラインについて、当局から説明をしておりますが、今一度、区域外再送信に関する関係法令等を確認の上、法令遵守を徹底されるよう改めてお願ひいたします。

併せて、先般、「『地上デジタル放送のみの再送信サービス』の早期導入に向けた検討等について」（平成20年12月○日○○○第○○号）で要請いたしましたとおり、視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組等を行っていただくなど、法令等の遵守を徹底していただきますようお願ひいたします。

敬具

有線テレビジョン放送法

(昭和四十七年七月一日法律第百十四号)

最終改正：平成一八年三月三一日法律第一〇号

第二章 施設

(欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項の許可を与えない。

- 一 (略)
- 二 この法律、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

第三章 業務

(役務の料金に関する契約約款の届出)

第十五条 有線テレビジョン放送事業者は、第十三条第一項の規定によるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信以外の有線テレビジョン放送を行う場合において、受信者から当該有線テレビジョン放送の役務につき料金を徴収するときは、あらかじめ、当該役務の料金に関し契約約款を定め、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

(役務の提供義務)

第十六条 有線テレビジョン放送事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における有線テレビジョン放送の役務の提供を拒んではならない。

第四章 雜則

(改善命令等)

第二十四条 総務大臣は、有線テレビジョン放送の施設の運用が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送施設者に対し、有線テレビジョン放送施設の施設計画の変更、使用する周波数の変更、使用条件の変更その他有線テレビジョン放送施設を改善すべきことを命ずることができる。

- 2 総務大臣は、第十三条第一項の規定によるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、当該再送信の役務の提供条件の変更その他当該再送信の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。
- 3 総務大臣は、第十五条の規定による届出に係る役務の料金に関する事項が受信者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン放送事業者に対し、当該役務の料金に関する事項を変更すべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十五条 総務大臣は、有線テレビジョン放送施設者又は有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 (略)
 - 二 第五条第二号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 三、四 (略)
- 2 総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者が第十二条後段、第十二条の二、第十三条第二項、第十六条若しくは第十七条において準用する放送法第三条の二第一項、第三条の三、第三条の四（第二項を除く。）、第四条若しくは第五十二条の規定に違反したとき又は前条第三項の規定による命令に従わないときは、三月以内の期間を定めて、有線テレビジョン放送の業務の停止を命ずることができる。
- 3 (略)

第五章 罰則

第三十四条 第十三条第一項の規定に違反した者又は第二十五条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一、二 (略)
- 三 第十五条の規定による届出をした契約約款によらないで、料金を收受した者
- 四、五 (略)

不当景品類及び不当表示防止法

(昭和三十七年五月十五日法律第百三十四号)

最終改正：平成二〇年五月二日法律第二九号

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に附隨して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

(景品類の制限及び禁止)

第三条 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの
- 2 公正取引委員会は、前項第一号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(公聴会及び告示)

第五条 公正取引委員会は、第二条若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

2、3 （略）

(都道府県知事の指示)

第七条 都道府県知事は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、することができる。

(公正取引委員会への措置請求)

第八条 都道府県知事は、前条の規定による指示を行つた場合において当該事業者がその指示に従わないとき、その他同条に規定する違反行為を取りやめさせるため、又は同条に規定する違反行為が再び行われることを防止するため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適當な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。